



2018年4月5日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 綱川 智
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 執行役常務 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

当社海外子会社に申立てられた仲裁の解決に関するお知らせ

当社の連結子会社である東芝工業機器系統（上海）社（以下、TIPSH）を相手として2017年10月24日に申立てられていた仲裁について、仲裁委員会から提示された裁決書が、2018年3月末日（中国現地時間）をもって発効した旨、4月4日に把握したことから、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 仲裁申立ての概要及び経緯

申立人は、TIPSHを解雇されたことを不服として、解雇に伴う賠償金等28,931.79元（約49万円）の支払いを求め、上海市黄浦区労働人事争議仲裁委員会に仲裁申立てを行いました。その後、同仲裁委員会が審理を行い、2018年1月5日付で裁決書が作成され、TIPSHと申立人双方に送達されました。

2. 裁決書の内容

TIPSHは申立人に、裁決書発効の日から3日以内に、病気休暇の給与差額505.47元（約9千円）を支払うこと、それ以外の請求は認めないという内容となっております。裁決書については、これを不服として当事者から訴訟が提起されなかったため発効しました。

3. 申立人の概要

- (1) 氏名： 個人
- (2) 住所： 中国上海市

4. 当社子会社の概要

東芝工業機器系統（上海）社

（1）所在地：中国上海市

（2）代表者：島田 誠

（3）資本金：1億5千万円

（4）事業内容：産業用小形モータを主体とした産業用コンポーネント販売

5. 今後の見通し

裁決書に基づく支払が業績に与える影響は軽微であり、2018年2月14日に公表いたしました2017年度業績見通しに変更はございません。

以上